

告示第13号

条例制定請求代表者の住所、氏名および請求の要旨について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による旧愛知郡役所保存活用の是非を問う住民投票条例制定請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の第1項の規定に基づき、条例制定請求代表者の住所、氏名および請求の要旨を次のとおり告示する。

平成27年2月9日

愛荘町長 宇野 一雄



1. 滋賀県愛知郡愛荘町条例制定請求代表者の住所および氏名

滋賀県愛知郡愛荘町市744番地3	村田 定
滋賀県愛知郡愛荘町安孫子856番地	磯部 憲夫
滋賀県愛知郡愛荘町東円堂2046番地	葛巻 利一

2. 請求の趣旨

以下原文のとおり

旧愛知郡役所の保存活用については、平成9年8月より今日まで、17年間と言う長い間、行政と議会で議論されてきました。又その間に5回の改選が有り、町長も議員も入替り、合併という大きな節目もありましたが、今日迄結果を出せなかった。行政と議会では、意見の偏りがあり、とうてい結果が出せない状態である。旧郡役所は大正11年に木造建築にて建築され、現在は農協の所有として、約40数年空き家となっている。大変老朽化した建物を骨組だけを残し、全面改修し曳き家する計画で高額な事業費が必要となります。（仮称）街道交流館とは至近距離でもあります。

まちじゅうミュージアム構想の中核施設としても活用し、文化、歴史の発展と共に観光事業の発展の拠点として、街道交流館に集約することが必要である。又、郡役所の活用計画も具体性に欠き、今後のランニングコストも大きく必要となり、町民負担が増加する。いまこそ愛荘町は十分な情報公開によって旧郡役所の保存活用の課題を明らかにすると共に、住民投票によって町民の意思を問うことが必要と考えます。

旧愛知郡役所の保存活用に賛成、反対のいずれであっても「町民にとって大事なことは町民が決める」という住民自治の原則にたち、住民投票によって町民の意思を表したいと思います。ここに旧愛知郡役所保存活用の是非を住民投票で問うために住民投票条例の制定を請求します。